

パブリックコメント意見書<令和2年10月28日(水)～11月27日(金)>

案 件	倉敷市第三次環境基本計画素案について
住 所 (又は所在地)	倉敷市水島西米町 13-23
氏 名 (団体の場合は、名称及び代表者名)	公益財団法人 水島地域環境再生財団 理事長 石田 正也
連絡先 (電話、メールアドレス等)	TEL : 086-440-0121 E-Mail : webmaster@mizushima-f.or.jp
区 分 (該当番号に○をしてください)	(1) 市内に住所を有する方 (2) 市内に通勤または通学する方 (3) 市内に事務所または事業所を有する方 (4) この案件に関し利害関係を有する方
意 見 ・ 提 言 など	
<p>1. 大気環境の保全について (P22)</p> <p>『●現状と課題』の中で「微小粒子状物質 (PM2.5) や光化学オキシダントについては、環境基準を達成していない状況があります。」とあるが、いずれも測定開始以来、環境基準未達成の状況が続いている。人々の健康を守るためには、環境基準の達成は必須である。未達成の状況と、10年後の目標値もわずか1.7%の上昇目標となっていることは、人々の健康を守る意識と現状認識が甘いと言わざるを得ない。</p> <p>なぜ達成できないのかを検証したうえで、具体策を明確に提示する必要があると考える。列挙された対策は、これまでも取組まれてきたものであり、それで環境基準を達成できていないということは、対策が不十分なのではないか。</p> <p>2. 廃棄物の発生抑制・再利用について (P26)</p> <p>『●現状と課題』では、「大量生産・大量消費型の経済社会活動が、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こす要因となっている」と明記されており、まさしく同感である。しかし、それに対する施策は、相変わらずの「マイバッグ・マイ箸運動や食品ロス削減の推進」にとどまっている。廃棄物の削減に対しては、そもそもごみになるものの使用量、例えばポリスチレン製の食品トレーや過剰包装などを減らすことが必要であり、政策として取り組むことが重要である。2021年1月からレジ袋の全面禁止を条例化した京都府亀岡市のように、政策として使い捨て製品の削減を明確に打ち出す必要があると考える。</p> <p>3. 温室効果ガスの削減について (P30)</p> <p>『●現状と課題』で、「すべての市民・事業者・行政の各主体が、～」とあるが、水島コンビナートという大排出源を抱える倉敷市として、あまりにも規模の違いすぎるものを一律に書くのではなく、市民と事業者を分けて書くべきである。コンビナートを抱える倉敷市の地域特性として、企業がどのようにエネルギーシフトできるのかが、重要である。そのために、企業にどのように促すのか、具体的な施策を盛り込むべきである。</p> <p>4. 温室効果ガスの削減に向けた環境指標と「めざそう値」について (P30)</p> <p>市全体から排出される温室効果ガスの削減割合が平成25年度比で、令和12年度に11.6%削減となっているが、目標値が低すぎるのではないか。国が2050年に実質排出量をゼロにすると言っており、国の目標との整合性を取る目標値の設定を行うことが必要である。</p>	

5. 再生可能エネルギーの利用促進について (P32)

『●めざそう値』で、公共施設の太陽光発電システム設置kW数が、現状(744.4kW)から、10年度の目標値(1,075kW)は、少なすぎるのではないか。上述の2050年度実質排出量ゼロの実現のため、行政がより積極的に太陽光を含む自然エネルギー(再生可能エネルギー)を導入する姿勢を見せることで、市民への普及を促すためにも、大幅な増加目標を設定すべきであるとする。自然エネルギーの普及に不可欠である蓄電池の研究開発の最新動向等を行政が把握し、市民に適切に情報提供を行うことが必要である。

6. 地域特性に応じた適応策の実施について (P33)

基本目標5に、「南海トラフ大地震への備え」が記載されているが、気候変動に伴って発生する集中豪雨と大地震は、その発生要因が違うので、その適応策をより効果的なものにするためにも分けて記載すべきである。

大地震に関しては、倉敷市の大部分は、干拓や埋め立てによって比較的新しい時代に造成され、軟弱な地盤かつ海拔が低い地域特性があり、液状化や津波への適応策を明記すべきである。さらに、巨大コンビナートが立地する自治体として、コンビナート災害に対してどう取り組むのか、その対策が欠落しており、追加すべきである。

集中豪雨に対しても、なぜ気候変動によって集中豪雨がもたらされるのかといったことを市民が学ぶ機会を提供するなど、より自分事として考え、行動につなげる取り組みが必要である。

7. 水環境、大気環境の保全について (P40)

現状で河川の水環境基準適合率が7割を超え、汚水処理人口普及率が9割を超える(P22)なかで、生活雑排水が直接河川を汚濁しているとは考えにくい。しかし、下水処理場の負荷を減らすために、台所から流れる汚れを押しやるために油をふき取るなどの行動を促すことは有効である。市民に正しい情報を伝え、行動変容を促すべきではないか。

第4章「市民・事業者に求められる取り組み」基本目標3の中で、「家庭から排出される生活雑排水(台所や風呂場からの排水)が、河川や水路の汚濁の大きな原因になっていることを認識しましょう。」とあるが、これは1970年代の富栄養化対策の情報を見直さず、情報発信していると感じた。絶えず現状を見直したり、正しい情報を発信することに努めてもらいたい。

8. 地区別の重点取り組みについて (P44~45)

地区別に、「市民が意識して取り組む行動」、「事業者に求められる取り組み」を書き込むこと自体が不適切である。

地区別に書かなくてはいけないのは、政策課題である。倉敷市が、政策として取り組むべきことを明確に書くべきである。安易に市民の努力に転嫁するのはやめてほしい。

提出先

部署名	環境リサイクル局 環境政策部 環境政策課		
電話	086-426-3391	FAX	086-426-6050
住所	〒710-8565 倉敷市西中新田640番地		
E-Mail	eptc@city.kurashiki.okayama.jp		